

役員会申し合わせ事項

1 平成14年度役員会（平成15年2月5日開催）

（役員改選について）

平成14年10月18日に開催された設立総会において選出された本会役員については、会則第7条第3項において「地方自治情報センターの評議員のうち、市、町村から選出されている評議員を充てる」と規定されており、さらに会則第7条第4項において「役員の任期は地方自治情報センター評議員の任期に準ずる」と規定されている。

地方自治情報センター評議員の任期は2年となっており、任期切れは市が平成15年7月31日、町村が平成15年9月9日となっており、任期が異なっている。

については、本会会則第7条第5項において「役員は、任期満了においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとし、後任の役員の任期は前任者の残りの期間とする」に沿って、新役員が決定するまでの間を現在の役員がその職務を行うこととする。さらにより円滑な運営・引き継ぎを行う目的から新旧役員会を10月上旬に開催し、その開催日まで現在の役員の任期とし、開催日以降に新役員の任期とする。

なお、以降の役員改選においても同様とする。

2 平成15年度役員会（平成15年6月12日開催）

（役員の任期（会長・副会長の任期）について）

会長・副会長の任期は、役員の任期に準ずる。なお、会長・副会長の任期途中において、当該情報管理主管課長が交替した場合は、後任課長がその任にあたるものとする。